

第3章

復興への取り組み

第3章　復興への取り組みの概要（内容）について

復興への取り組みの「現状と課題」及び「進捗状況」について、平成26年度が震災からの復旧・復興においてどのような年であったのか、課(室)毎に、この一年で解決されたことや課題として顕在化したこと等について記載している。

※用地課については、第2章で記載している。

「復興への取り組み」

土木総務課

宮城県震災復興計画における再生期の初年度に当たる平成26年度は、土木部の重点方針において、「1. 宮城県社会資本再生・復興計画／第2次アクションプランの推進」、「2. 災害に強いまちづくり宮城モデル構築の推進」、「3. 創造的復興に向けた特定プロジェクトの推進」を重点事項として位置づけ、被災者をはじめ県民の方々が一日も早く復旧・復興を実感できるよう、土木部一丸となって取り組んできたところである。このうち、主な取組は、以下のとおりである。

1. 復旧・復興事業の円滑な推進に向けた事業マネジメントの徹底

宮城県社会資本再生・復興計画／第2次アクションプランに定める整備プログラムの円滑な推進に向けて、PDCAサイクルによるきめ細やかな事業進行管理を徹底するとともに、事業執行体制の強化、建設資材安定確保や入札契約制度の改善など、適時・適切な対応を図ることにより、事業マネジメントを実施した。

その結果、平成27年3月末時点で、公共土木施設の災害復旧事業は、箇所ベースで着手率96%、完成率85%となっているが、金額ベースでは、着手率76%、完成率18%に留まっており、甚大な被害を受けた沿岸部の河川堤防・防潮堤の整備が、地元住民との合意形成や用地買収に時間を要したため、ようやく工事が本格化したところである。

また、予算面では、創造的復興スタート予算として、平成24年度につぐ過去2番目となる当初予算3,368億円を計上したほか、平成25年度明許繰越予算1,822億円、平成24年度事故繰越予算135億円を合わせた5,325億円を執行することとした。平成27年1月末の見込み値で、支出見込が2,115億円と過去最高になったが、現年予算の繰越率が55%、明許繰越予算の不要率が49%と相変わらず高い水準となっている。

深刻化するマンパワー不足に対応するため、事業調整業務、積算業務や工事監督業務を外部委託する「発注者支援業務」をはじめ、用地取得においても、用地交渉などを外部委託する「用地補償総合技術業務」を積極的に活用し、執行体制の強化を図った。さらに、企業が応札しやすい施工確保対策を実施することとし、発注ロットの更なる大型化や入札参加条件の拡大、設計労務単価の前倒し改訂、大型案件(WTO案件)の発注見通しの早期公表などに取り組んだほか、年度末・年度初めの切れのない工事発注として、平成26年度予算に係る工事の一部について、入札公告及び開札を平成25年度中に前倒しで実施したところである。特に、今年度は、事業の円滑な実施に向けて課題・隘路となっている事項に適時・適切に対応するため、事業進行管理委員会幹事会を概ね毎月開催し、部内横断的な検討を実施するなど、きめ細かな進行管理を実施した。

2. 復旧・復興事業に係る事業用地の早期確保

復旧・復興事業に係る用地取得の加速化に向けて、事業箇所ごとの目標を明確化し、きめ細やかな進行管理を実施するとともに、特に数次相続や共有地等の用地隘路箇所については土地収用を視野に入れながら事業認定の準備を進め、

効率的な収用裁決のあり方を検討した。また、マンパワー不足に対応するため、用地補償総合技術業務を積極的に活用し、事業執行体制の強化を図った。

用地取得の状況は、平成27年2月末現在、復旧事業の要取得筆数6,484筆に対して、取得済3,655筆(取得率56%)、復興事業の要取得筆数6,114筆に対して、取得済1,901筆(31%)に留まっている。事務所別で見た場合、事業量が特筆して多い東部土木の取得状況が、仙台土木、気仙沼土木に比べ低くなっている。東部土木は、マンパワー不足対応するため、いち早く施工前事業調整業務(CM業務)や用地補償総合技術業務を導入し、執行体制の強化を図ってきたところであり、課題解決に向けて事務所と本課との意見交換を緊密に行ったところである。来年度に向けて、事務所内の体制を含め、優先度を考慮した用地取得など更なる改善が必要と考える。

その一方で、今後、事業完了に向け課題となるのが数次相続や共有地などの用地隘路箇所であり、事業認定・収用裁決の計画的な申請が必要となる。このため、用地課を中心に該当箇所ごとに詳細なスケジュールを作成し、重点的な箇所管理を実施した。来年度は、引き続き、事業認定の優先順位や手続き保留の取扱など、より詳細な進行管理を行う必要がある。

3. マンパワー確保に向けた職員採用と自治法派遣職員の要請など

膨大な業務量に対する絶対的なマンパワー不足を解消するため、従来からの採用形態に加え、新たに即戦力としての活躍を期待する職務経験者の採用を行うとともに、採用者数についても、平成30年度以降の採用予定者の一部を再生期(H26～H29)に前倒しして増員する計画としたところである。ただし、平成26年度の採用者数が計画を下回ったことから、来年度以降はこれまで以上に採用者確保対策に力を入れていく必要があるとともに、平成30年度以降の人員が過剰とならないよう、職員数のバランスにも配慮していく必要がある。

また、震災の風化が叫ばれる中、全国の都道府県への派遣要請を継続して行ったところであり、派遣元となる都道県には本県への尽力に感謝しながらも、いまだ本県が復興の途上にあることを継続して説明していく必要がある。

4. 集中復興期間後の予算確保と財政支援の継続

来年度は、国が定める集中復興期間の最終年度に当たり、平成28年度以降の財源が大きな焦点となる。現時点において、復興庁から明確な考えは示されていないが、一部報道によると、これまで国費を除く地方負担分については、震災特別交付税等の対応により実質発生していなかったが、28年度以降は、自治体に一部負担を求めるとなっている。今後、宮城県震災復興計画に基づき、復旧・復興事業を計画的に推進するためには、集中復興期間と同様の財源の確保、特例的な財政支援の継続が不可欠であり、2月には、岩手・福島県の部長と合同で復興庁をはじめ国土交通省、県選出国会議員に要望活動を行った。

これから、28年度の概算要求基準が決定する夏までに、地方負担を含めた支援の枠組みが整理されることになるが、その結果次第では、継続中の事業であっても事業期間の延長や一時休止もあり得ることから、引き続き、被災市町はもとより岩手・福島県とも連携しながら、集中復興期間と同様に必要な予算の確保と特例的な財政支援の継続を強力に働きかけていく必要がある。

5. 最後に

平成27年度は、国が定める集中復興期間5箇年の最終年度、宮城県震災復興計画における再生期の2年目であり、復興計画期間の折り返しとなる節目の年度に当たることから、被災者の一日も早い生活再建、豊かさと安全・安心が実感できる創造的復興を目指し、災害に強いまちづくり宮城モデルの構築を着実に推進するほか、発展期及び復興完了後を見据えた、新たな社会資本整備のあり方について検討を行っていく。

—以 上—

「復興への取組」

事業管理課

事業管理課では、平成26年度も復旧・復興事業の円滑な推進に向け、施工確保対策、事故防止対策等を実施するとともに、建設業の指導・振興や人材育成に取り組んだ。

<施工確保対策>

平成26年度も技術者・労働者不足、労務資材単価の高騰などにより依然として高い傾向が続いている入札不調状況等を踏まえ、適時・適切な発注者体制の強化や、新たな課題の解決に向けた施工確保対策に取り組んだ。

○発注見通しの公表

平成26年度は、復旧・復興工事の発注がピークとなることから、計画的な工事発注を行うため、平成26年1月には発注見通しを作成し、復旧工事のWTO対象工事については2月に公表し、大型工事受注に必要な準備期間を確保する環境を整えた。

この取組が大型工事の入札不調対策に有効だったため、平成27年度の土木部発注予定工事について対象を5億円以上に拡大し、平成27年2月に発注見通しの早期公表を行った。

○建設資材安定確保

平成26年度は、前年度から進めてきた気仙沼地区、石巻地区各2箇所に計画した公共関与型生コン仮設プラントの建設が完了し、7月の気仙沼市本吉地区を皮切りに、9月までに4箇所全てのプラントから、生コンの出荷が開始された。平成26年度の出荷量は少ないものの、今後の生コンクリートの需要増大に対する備えができた。

また、地区連絡会議を開催し、資材の需給状況についてより細かな情報交換を行った。

○予定価格の適正な設定

急激な工事量の変化に対応するため、これまで同様、国の労務単価改定を踏まえた早期適用、市場の実勢価格を反映した資材単価の適時改定を実施するとともに、適正積算の徹底と適時・適切な設計変更の徹底を図った。

○入札契約制度の改善

建設業界等との意見交換による現場ニーズ等の把握、対策案の検討を継続するとともに、これまでの施工確保対策の実施状況の検証を行った。

具体的には、建設関連業務の調査基準価格及び失格判断基準の見直しや、1億円未満の工事で採用していた最低価格落札方式を、土木一式工事等を除き総合評価落札方式に戻した。

○発注者支援

更なる発注体制の確保のために、発注者支援業務の対象事業の拡大や、これまでの積算技術、工事監督に加え技術審査、図面作成業務を追加し制度の拡充を行った。

<事故防止対策>

県工事における労働災害は、震災以降、沿岸部を中心に、高い水準で推移しており、背景には、工事量の増加に伴い、新規就労者や県外からの労働者が増加し、不

慣れ、言葉や文化の違い等があると考えられる。

平成26年度は、県工事事故防止対策事業計画に基づき、現場安全点検、安全講習会、施工体制点検等の拡充を図ったほか、リスクアセスメントの導入促進、ハーネス型安全帯の着用促進などの具体的な取組を実施した。

特に災害公営住宅や大規模工事の本格化により元請会社の現場管理が非常に重要となることから、復旧・復興工事の現場代理人等を対象とした安全講習会を沿岸3地区(仙台、石巻、気仙沼)で開催し、延べ460人が参加した。

＜建設産業の振興・指導＞

○建設産業の振興

復旧・復興工事がピークを過ぎ、近い将来訪れるであろう県内における建設工事の減少を見据えた建設業振興の指針や担い手確保・育成策が求められていることから、新たな「建設業振興プラン」を早期に策定すべく、平成26年度は、県内各建設業団体や地域の建設業者と、建設産業振興に係る意見交換会を計21回開催し、計389名参加の下、活発な意見交換を行った。平成27年度は、この意見交換での意見等を踏まえ、外部有識者等による懇談会を実施し、年度内にプラン策定を目指す。

また、平成26年度に建設関連業務表彰制度を創設し、建設関連業界のモチベーションアップを図った。

○建設業の指導

復旧・復興工事の増加を踏まえ、平成26年度は、建設業振興支援講座を3回開催し、計230名参加者に対し、建設業法等の改正内容や法令遵守の啓発指導に努めた。また、工事現場への立入検査や建設業者の営業所への立入検査を、それぞれ28箇所ずつ行い、工事管理や元請・下請契約について指導を行い、適正化を図った。このほか、年間100件を超える紛争相談を行い、建設業に係る紛争解決にも努めた。

＜人財育成＞

震災からの再生・復興、そして災害に強い宮城モデルの構築を目指し、主要施策の実現に向けた技術力、マネジメント能力を養い建設行政全般の遂行能力向上を図る目的で、土木部職員研修を実施した(各部門別研修を40コース開催し、延べ1,729名が受講)。

平成26年度は、特に自治法派遣職員及び新任職員の即戦力化に重点を置いて実施した。

○他県からの自治法派遣職員においては、本県の積算システムや、業務上の各種運用や被災3県独自の災害特例等、派遣元とは異なる分野が多くあることから、これらについて早期に理解してもらうため、着任前に派遣職員用事前配付資料を派遣元へ送付した。また、積算システム及びCAD研修を開催し、即戦力化を図った。

○新任職員への対応としては、各種研修の他、新任職員の育成に重要なOJT「土木部ブラザーリ制」の効果的な運用を図るために、監督者(ブラザーリー)を対象とした「OJT監督者研修」を新規開催し、教え方及び教える側として持つべき意識の醸成を図った。併せて、採用後3年間における修得すべき業務内容を明確化し、計画的な新任職員の育成を促した。

さらに、復旧・復興事業の対応により、研修への参加が難しくなっていることから、

前年度の研修アンケートを参考とし、研修カリキュラムの厳選及び複数の研修を一括で実施する等、受講環境の向上に配慮した。

しかしながら、1年を通して研修を実施した結果、膨大な業務に対応するため、研修の受講を希望しても、業務対応の為に参加できない職員が散見された。

特に新任職員にとって、OJTを進める上でも必要となる最低限の知識習得の機会であり研修の受講が重要であることから、再生期2年目にあたる平成27年度は、研修スケジュールを年度当初に明示するとともに、採用後3年間において受講を必修とする科目を指定し、各所属の研修への理解を促した上で研修に参加しやすい環境を整備することとした。

復興元年における震災復興事業の取り組み

道路課

東日本大震災からの復興に向け道路課として、災害に強いまちづくりを進めていく上で、復興道路に位置づけられた三陸縦貫自動車道をはじめとする沿岸道路ネットワークの強化や東西広域連携軸の強化、東西の発展を支える基幹的社会資本整備として、加速的な整備を推進している。

その中で、宮城県道路公社が事業を進める、仙台松島道路(利府中IC～鳴瀬奥松島IC間)の4車線化事業について、昨年度4車線化を図った、松島大郷 IC～松島北 IC間に続く、松島北 IC～鳴瀬奥松島 IC 間 L=6.8kmの4車線化が完了し、平成27年3月30日に全線の供用を開始した。

また、国が整備を進める三陸縦貫自動車道については、平成27年度供用開始を目指し、仙塩道路(仙台港北IC～利府中IC間)や矢本松島道路(鳴瀬奥松島IC～桃生豊里IC間)の4車線化事業が進められているほか、登米東和IC～(仮称)志津川IC間にについても、平成27年度の供用開始に向けて整備が進められている。

東日本高速道路株式会社が整備を進める常磐自動車道については、山元 IC～相馬 IC 間、南相馬 IC～浪江 IC 間の整備が完了し、平成26年12月6日に開通式を迎、宮城県内の全区間が開通となった。

続く、平成27年3月1日には福島県内の常磐富岡 IC～浪江 IC 間が開通し、常磐自動車道全線が開通した。

これらの取り組みによって、三陸縦貫自動車道の渋滞緩和や、東北縦貫自動車道と並び、首都圏と宮城県を結ぶ新たな防災ネットワークが構築され、復旧・復興に更なる加速化が図られた。

また、県が整備を進める、みやぎ県北高速幹線道路は、三陸縦貫道と東北縦貫道を結び、東西軸を強化する重要路線であり、復興支援道路にも位置づけられている。今年度の整備状況は、II期区間(中田工区)及びIV期区間(筑館工区)の、用地取得を推進し、平成27年3月には本格的な工事に着手したほか、III期区間(佐沼工区)についても用地買収に着手した。

郡界道路や県際道路等の地域連携を強化する道路整備事業として、宮城県と山形県を結ぶ(国)347号の冬期閉鎖区間L=11.3kmの通年通行に向けて、加美町宇津野地区及び柳瀬地区の道路改良工事を進めるとともに、災害防除工事や雪崩対策工事を推進した。

そのほか、冬期間の除雪体制を確立するため、除雪機械及び除雪ステーションの整備を進め、併せて雪崩対策工が完了した区間における試験除雪を行い、雪崩の発生状況や除雪方法について検討を行い、山形県と連携し平成28年度の通年通行を目指し、事業を推進している。

また、(主)岩沼蔵王線大師姥ヶ懐道路改良事業について、今年度用地買収を進め、概ねの事業用地を取得したが、一部相続等により用地取得が難航している箇所があることから、財産管理人制度を活用した任意取得に向け手続きを行い、平成27年度のトンネル本体工着手を目指している。

そのほか、(国)398号石巻バイパス事業大瓜工区については、全区間の地盤改良工事や、橋梁下部工工事に着手し、(一)大衡仙台線宮床工区については、用地買収を推進し、平成27年2月に橋梁工事の安全祈願祭を行い、工事に着手した。

離島・半島部の災害に強い道路整備事業とし、東日本大震災で長期間にわたり孤立した気仙沼市大島と本土を結ぶ「大島架橋事業」については、気仙沼地域の復興、地域経済の発展を支援する重要な社会基盤であり、復興のシンボル事業として平成30年度の供用開始を目標に事業を推進しており、平成26年11月に橋梁本体工の工事に着手した。また、大島側では平成26年5月には(仮称)磯草5号トンネル、平成26年8月には(仮称)磯草4号トンネル、平成26年9月に(仮称)磯草3号トンネルが開通し、大島側全てのトンネルが開通した。

しかし、事業において、用地取得や防潮堤、ウェルカムターミナル事業(気仙沼市)と調整を行っているが、地元合意を得られていない箇所もあることから、次年度の事業認定申請に向けて、環境調査や資料作成を行い、引き続き地元同意を得られるよう調整を図っていく。

半島部の孤立解消に向けた道路整備として、牡鹿半島部について、復興交付金事業により、9箇所の事業を推進し、復興枠による(主)石巻鮎川線の工事に着手している。また、用地取得難航箇所については事業認定申請の資料作成を行い、翌年度は3橋の橋梁下部工に着手するとともに、引き続き改良工事を進めていく。

泊崎半島部及び唐桑半島部について、復興まちづくり計画と調整を図り、(一)泊崎半島線については、用地説明会を行い、用地取得を進めた。

また、唐桑半島部の(主)気仙沼唐桑線において、防災集団移転促進事業整備に併せ、そのアクセス道路の整備を進め、東舞根工区については平成26年3月事業に着手し、平成26年5月に(仮称)東舞根トンネルの掘削作業を開始し、平成26年10月に開通している。今後、トンネル覆工や付属物を含む道路整備を進め、平成27年度にL=1.8km全線の供用開始を目指し鋭意進めている。

東日本大震災において「道の駅」が道路利用者の一時避難所や復旧活動拠点地とし利用され、防災拠点化が注目されており、県管理道路沿いに設置されている7駅について、非常電源を備えた情報提供設備を昨年度より整備してきている。現在、「七ヶ宿」「林林館」「米山」「みなみかた」の4駅に設備を設置し、「おおさと」の設備設置工事を発注した。翌年度は「路田里はなやま」「村田」に設備を設置していく。

そのほか、復興まちづくりを支援する道路整備とし、多重防御機能を有する道路や、防災集団移転地等を結ぶ道路を整備し、復興まちづくりが加速的に推進出来るよう、事業進捗を図っていく。

復興への取組み

河川課

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災から 4 年が経過した。平成 26 年度は、「社会資本再生・復興計画」における再生期の初年度としてインフラ整備を拡充するとともに、粘り強い県土構造の構築を目指し、河川・海岸などの県土保全施設の充実・強化を図るための施設整備とソフト施策の現実に向けて取組んでいる。

具体的には、被災した公共土木施設において、頻度の高い津波(L1)を想定した海岸堤防の復旧(大曲海岸、菖蒲田海岸等)及び沿岸域河川堤防の復旧(鹿折川、七北田川、定川等)、復興まちづくり計画と一体となった河川の復旧(八幡川、女川等)、海岸保全区域拡大にともなう整備を進めている。

中島海岸(県内で一番高い 14.7m の海岸堤防)においては、環境に対する意見も重視し、地元住民等によるワーキンググループを立上げ、学識者による検討会で議論を重ね地域の全体会に図り、合意形成を得るなど着実に復興に向けて動いている。

しかし一方で、地元合意が図られておらず工事着手に至らない地区もある。これらの地区については、関係機関との更なる調整・連携が必要であり、より一層丁寧な対応が必要である。

内陸部の河川では全ての災害復旧が完了し、総合的な防災力の強化としては、遊水地、放水路、ダム整備を進めている。長沼ダムにおいて、昭和 46 年の実施計画調査着手以来、43 年の歳月をかけた長沼ダムが完成し、平成 26 年 5 月には盛大に竣工式を挙行した。長沼ダムが完成したことにより、迫川若柳工区の狭窄部解消のための河道掘削の実施や、南谷地越流堤の改修に向けた詳細検討を開始した。

また、川内沢川放水路では、平成 6 年 9 月 22 日集中豪雨により名取・岩沼両市で甚大な浸水被害を契機に総合的な治水安全度の向上を図るため、河道拡幅に加え、上流に川内沢ダム、仙台東部道路より下流では放水路を整備する計画とし、平成 7 年度より放水路の建設に着手し、今年度 12 月に放水路の整備が概成したことから、通水安全祈願祭を遂行した。



<復興まちづくり計画と一体となった八幡川>



<災害復旧が進む女川>



<長沼ダム全景>
(試験湛水洪水時最高水位到達時)

東日本大震災において甚大な被害を受けた仙台湾沿岸地域の復興に向けて、国、県、市町が連携して策定した「貞山運河再生・復興ビジョン(平成25年5月)」に基づく様々な施策の推進体制を構築するため「貞山運河再生復興会議」を設置し、ビジョンの施策推進を図った。

具体的な取組みとしては、貞山運河の象徴となる木曳堀の松の保全、東名運河での地元産稻井石による護岸の復旧、御舟入堀の中州の石積護岸の復元および野蒜築港跡の橋台の保存などを実施し、各機関と連携し、宮城県が復興のシンボルとして誇れる運河群としての再構築を目指す。

また、ビジョンの施策の一つでもある桜植樹事業を官民連携のもと推進していくため、今年度9月1日より桜植樹ボランティア、寄附金、苗木等の資材、植樹後の管理を行う桜回廊サポーターの募集を開始し、全国から多くの協力をいただいている。

これらをもとに、平成27年3月21日に「貞山運河桜植樹会～復興・そして未来へ～」を仙台港多賀城地区緩衝緑地にて開催し、広場を利用している地元の子供達や植樹ボランティアの方々と桜を植樹し、自分たちで植樹した苗木に、思い思いのメッセージを記入し、復興と共に桜の苗木が大きく成長するよう願いを込めました。これらの取組みが、東日本大震災からの復興の象徴とともに津波防災意識の醸成や未来への震災体験の伝承に繋がるよう今後とも継続していくこととしている。

全国的に発生しているゲリラ豪雨等異常気象による洪水被害を深刻に受け止め、河川維持管理計画に基づいた堤防機能を確保するため、限られた管理費を計画的かつ効率的に活用し、支障木伐採や河道掘削等の河川管理の対策強化を継続して実施するとともに、近年の降雨特性を踏まえた現況治水安全度の検証作業と流域一体型の総合治水対策への取り組みを継続する。さらに、水防団の水防対応力向上の支援や迅速な洪水情報を的確に提供するための「河川流域情報システム(MIRAI)」の更新等ソフト対策の充実化を図り、ハード整備を進めながら、ソフト対策も進め、ハード・ソフト両輪で治水安全度の向上を推進していく必要がある。

震災以降、沿岸部での新たなまちづくり等による河川協議件数の増大、昨今の再生可能エネルギー推進に伴う太陽光発電に伴う防災調整池の指導の増大、河川計画の基本となる河川整備基本方針や河川整備計画の新規策定及び震災に伴う変更、海岸法に基づく海岸保全区域の指定変更等、数多くの業務を課内一丸となり取組んでいく。

最後に、復旧・復興に伴い各地で様々な取組みを行っており、これらの取組みをタイムリーに情報発信し、県民が安全で安心して暮らせる生活に戻れるよう、われわれの役割を果たしていきたい。



<木曳堀の松並木（震災前）>



<貞山運河桜植樹会（参加者全員で）>

平成 26 年度における復興への取り組みについて

防災砂防課

平成 26 年度における本課の復興への取り組みの現状や課題については次のとおりである。

1. 砂防・急傾斜地事業

局地集中豪雨等による土砂災害に対し県民の生命を守るため、砂防等施設の整備と併せて、市町村の避難体制構築支援という目標を掲げている。

平成 26 年度は、砂防事業 4 箇所、火山砂防事業 2 箇所、地すべり対策事業 2 箇所、急傾斜地崩壊対策事業 3 箇所を実施している。平成 26 年度は、大洞沢砂防事業、江合川下流 2 火山砂防事業、泊浜急傾斜地崩壊対策事業が概成した。

課題としては、平成 26 年度は、前年度からの繰越が 9.5 億、事故繰越が 0.8 億となっており、入札不調等によって執行に遅れが生じ、施工範囲が狭いことから、施工箇所が重複するなど、遅れを取り戻せていない状況がある。平成 27 年度への繰越は 4.7 億。来年度は 3 箇所が完了予定となっており、事業完了に向かい実施箇所数が減少し、箇所間の調整が困難になってくることから、早期の残事業費把握が必要となっている。そのため、早期発注によって、契約額や変更要素の把握に努め、事業完了箇所については重点的に進捗状況の把握を実施し、予算の早期執行及び年度内の完了に向けて進行管理を行う。

2. 3.11 伝承・減災プロジェクトの推進

津波災害は発生頻度がまれで、時間の経過とともに防災意識が薄れる事が懸念される。今後発生するであろう災害から身を守り被災を軽減させるために、東日本大震災の苦い経験を後世に伝承することが重要である。本課では「3.11 伝承・減災プロジェクト」として、被災事実を後世に伝承し、迅速な避難行動に繋がる様々な取組みを、「記憶より記録で『ながく』伝承」「かたりべの据野を拡げ『ひろく』伝承」「防災文化を次世代に『つなぐ』伝承」を 3 本柱に、積極的に進めている。

特に「3.11 伝承・減災プロジェクト」のメイン事業である津波浸水表示板設置事業にあたっては、平成 23 年度から事業を開始し、平成 25 年度からは自らが所有する建造物に津波浸水表示板を設置していただける方を募り、民間施設への設置も増えてきている。平成 26 年度末までに 89 箇所 134 枚の設置を実施している。復興への先駆けとして防災意識の向上や後世への伝承として重要な役割を担っている。津波浸水表示板の知名度は徐々に高まってきており、今後も宣伝活動を充実させ普及に努めたい。

【参考】津波浸水表示板 設置箇所数及び設置枚数													平成26年度末時点		
設置内訳		仙台市	石巻市	塩竈市	気仙沼市	名取市	多賀城市	岩沼市	東松島市	亘理町	山元町	松島町	七ヶ浜町	女川町	総計
公共施設	箇所数（箇所）	4	11	2	2	4	8	4	2	3	1	0	1	1	43
	枚数（枚）	16	13	5	6	8	12	5	2	3	1	0	1	1	73
民間施設	箇所数（箇所）	7	15	5	6	1	2	3	3	1	1	1	1	0	46
	枚数（枚）	13	17	7	11	1	2	3	3	1	1	1	1	0	61
総計	箇所数（箇所）	11	26	7	8	5	10	7	5	4	2	1	2	1	89
	枚数（枚）	29	30	12	17	9	14	8	5	4	2	1	2	1	134

復興事業－創造的復興に向けて－

港湾課

1 港湾施設等整備事業

港湾施設等災害復旧事業については、国際拠点港湾仙台塩釜港のほか、地方港7港を含めた県内8港における平成26年度末での着手率は、平成26年度当初の計画目標値94%に対し88%となる見込みであり、特に仙台塩釜港塩釜港区においては、他事業との調整や入札不調の関係から目標値に至らなかった。しかし、それ以外の港では、ほぼ計画目標値を達成することが出来た。また、平成26年度末での完成率は計画目標値62%に対して50%の見込みであり、港湾利用者との調整による着手の遅れや養殖関係による海上施工期間の制限等により、目標完成率に届かなかった。工事施工については、今後もバース会議等での港湾関係者との調整や地元漁協や漁業関係者等との調整を進めるとともに、漁港や港湾工事に関する建設業者との意見交換を随時行い、受注環境の改善による入札不調の解消に努めるものである。

復興事業としての港湾施設等整備事業は、各港において災害復旧事業と合わせて新たな防潮堤整備を進めており、特に昨年度三港統合一体化された国際拠点港湾仙台塩釜港については、下記のとおり各港区において、それぞれの施設目標に向けて事業の進捗を図ってきたところである。

<仙台塩釜港 仙台港区>

施設名	H26取組状況	完成予定(目標)年度
L1防潮堤整備	中野南地区法線確定により工事発注	H29完成
高松ふ頭整備	岸壁(直轄)進捗率85%, 補装工事着手	H27(岸壁), H28全完成
高砂コンテナーミナル拡張	道路付替工事完了, 一部使用開始	H27暫定, H31全完成
津波漂流物防止施設	測量調査完了, 設計関係者協議	H28完成
長寿命化計画	維持管理計画書作成業務に着手	H27(港湾), H29(海岸)

<仙台塩釜港 塩釜港区>

施設名	H26取組状況	完成予定(目標)年度
L1防潮堤整備	中ふ頭, 貞山ふ頭企業との法線調整	H29完成
北浜緑地整備	全区間の護岸工事に着手	H27(護岸), H28全完成
貞山1号整備	直轄と埋立許可申請調整完, 業務着手	H32完成
長寿命化計画	維持管理計画書作成業務に着手	H27(港湾), H29(海岸)

<仙台塩釜港 石巻港区>

施設名	H26取組状況	完成予定(目標)年度
L1防潮堤整備	西水路南・北地区, 東水路南地区着手	H29完成
民間バース公共化整備	2バース目岸壁工事着手	H28(3バース完成)
-11m航路泊地浚渫	H27完成を目指し, 工事に着手	H27完成
長寿命化計画	維持管理計画書作成業務に着手	H27(港湾), H29(海岸)

2 仙台塩釜港港湾計画の軽易な変更

「塩釜港区」は、港地区において塩釜市が実施する被災市街地復興土地区画整理事業における土地利用計画と整合を図るため、港湾の土地利用計画の変更し、さらに「利用形態の見直しの必要な区域」を削除した。

「石巻港区」は、釜地区の南側に延びる土地の東端で、雲雀野地区の港湾工事の進捗を鑑み、L1 津波に対応した防潮堤によって保全される土地の将来的な有効活用を図るため、港湾の土地利用計画を変更した。さらに、石巻市と調整しながら、立地する企業の計画に対応するため、専用埠頭計画を追加し、当該岸壁に対して適切な泊地を計画した。

また、釜地区の北側の地区で、重油等を取り扱っていたドルフィンについて、東日本大震災により被災し、所有企業が撤退したことからドルフィンを廃止した。

以上の様に、各市が取り組んでいる復興まちづくりに合わせた港湾計画の変更に取り組んできた。



3 ポートセールス

平成25年のコンテナ貨物取扱量は、震災前の過去最高216,142TEUの約94%まで回復した。

このことを受け、平成26年度の最大の目標は、平成26年のコンテナ貨物取扱量が震災前の過去最高を超すことであった。

また、平成25年度末時点で4航路週4便であった外貿コンテナ定期航路については、震災前に並ぶ5航路週5便化以上の実現を目指した。

目標達成のために、荷主や船会社への個別訪問を継続、強化するとともに視察セミナー及び首都圏セミナーを開催し、仙台塩釜港のPRに努めた。

また、海外ポートセールスについては、平成8年以来17年ぶりに北米を訪問し、現在トライアル寄港している船会社の本社に対して定期航路化を要請した。

このような取り組みの結果、コンテナ貨物取扱量については、目標である過去最高を達成することはできなかったが、復興需要の下支えもあり、輸入が増加し、約99%とほぼ同水準まで回復し、定期航路については、韓国航路が増え、平成27年3月時点で5航路週5便となった。

今後は、復興需要後の安定した貨物取扱量を目指して輸出貨物の増加を図り、定期航路については、引き続きトライアル寄港中の北米輸入航路の定期航路化と現在就航していない台湾・東南アジア航路の誘致に取り組む必要がある。

4 石巻港区における工業用地分譲

平成26年度は、震災以後石巻港区の雲雀野地区で行われていた災害廃棄物処理事業が完了したことを受け、工業用地の分譲を再開した。

分譲再開に際しては、震災被害により主たる土地取得者と目された港湾立地企業も大きな影響を受けたため、継続的に企業訪問を行い、企業の生産計画や施設投資計画等について情報収集に努めた。

あわせて、石巻港区の工業用地の購入に経済産業省の「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金(以下、津波補助金)」の活用が可能とされたので、経済商工観光部産業立地推進課と連携し、同補助金の情報を企業訪問の際に各企業へ提供して、同補助金を活用した工業用地の買受勧奨を行った。

さらに、工業用地の早期分譲には、地元自治体や商工会議所等の支援も重要と考え、分譲再開に際し、石巻市の企業誘致部局と石巻商工会議所にも分譲地と津波補助金に関する情報を提供し、幅広な情報提供を依頼した。

このような取り組みの結果、企業から用地の取得要望が示され、一般競争入札により、1区画4.9ha を約5億5千万円で売却したほか、他の地元企業からも土地取得要望が寄せられ、平成27年度早期の売却に向け交渉を進めることができた。

一方で、今後復興需要が一段落し、沿岸部での工場用地の需要が沈静化すると予測されることや、用地購入に活用可能な津波補助金が間もなく終了することから、今後、分譲促進に向けた情報提供体制や関係機関等との連携を一層強化するとともに、取得希望者のニーズに即した分譲方法の検討を行う必要がある。

仙台空港600万人・5万トンを目指して

空港臨空地域課

【仙台空港民営化に向けて】

平成26年度は、仙台空港民営化に向けた大きな一步を踏み出す一年となった。

前年度、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律(民活空港運営法)が成立し、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)による国管理空港等の民間委託が可能となった。

県では法成立以前から、経済界や空港民営化に向けた検討を進め、民営化による空港及び周辺地域の活性化により、東日本大震災からの創造的な復興を実現させるため、空港民営化に向けた機運醸成に取り組んでおり、それらが実を結び、年度当初の平成26年4月25日に、「仙台空港特定運営事業等実施方針」が公表され、民活空港運営法に基づく国管理空港民営化第一号として仙台空港での民間運営委託実施が決定された。

平成26年度では、国の第一次審査には4グループが応募し、現在、国による選定手続きが進められており、予定どおり進めば、平成27年度中に手続きが完了し、優先交渉権者を選定。優先交渉権者は、空港を運営する特別目的会社(SPC)を設立し、国がSPCに空港施設運営権を設定することで運営権者となり、民間企業による仙台空港の一体的な運営が開始される見込みである。

しかしながら、空港民営化は目的ではなく手段であり、民間による運営開始がゴールではなくスタートになるものである。民営化後、空港運営権者と地域の自治体や経済界が、どのように連携し、官民共通の目標として設定した「民営化30年後の年間乗降客数600万人・貨物5万トン」を実現していくかが、大きな長期的課題となる。

【仙台空港の復興(航空ネットワークの再構築・拡充、利用促進)】

現状と課題

仙台空港の利用者数は、LCCの新規就航など国内路線数の増加により、震災前の状況を超えて、平成25年度より46万人多い約316万人となった。好調な伸びを示す国内線とは反対に国際線は、中国及び韓国との外交関係や環境問題の影響により、震災前の約7割、前年度より1万人少ない約17万人に留まっている状況である。

国際航空貨物は、主力のソウル便の減便と機材の小型化の影響が大きく、取扱量は震災前の約2割に留まっている。

運航状況（平成26年4月1日現在）

・国際線（震災前往復数/週）

ソウル	4(7)	上海/北京	2(3)
グアム	2(4)	大連/北京	運休中(2)
台北	2(2)	長春	運休中(2)
ホノルル	3(0)	バンコク	季間運航(0)

※週13往復運航(20)

・国内線（震災前往復数/日）

札幌	18(13)	成田	2(2)
小松	2(1)	中部	7(5)
伊丹	16(13)	関西	3(0)
神戸	2(0)	広島	2(1)
福岡	7(4)	沖縄	1(1)

※1日60往復運航(40)

具体的な取り組みとしては、

1 定期路線の維持・拡充に向けたエアポートセールスの展開

- (1) 定期路線の維持・拡充に向けたエアラインに対する仙台空港のPR, 要望活動の実施
- (2) 路線定着に向けた新規就航, 運航再開等の歓迎行事の開催
- (3) 定期路線就航等の実現に向けた知事等によるエアライン本社へのトップセールスの実施。

結果として、LCCピーチの拠点化、台北線の10月の増便、グアム線の冬季増便。



ソラ行け旅フェスタ 2014 開催

2 航空旅行需要の喚起

- (1) 国内外就航地における旅行
- (2) 空港利用者発掘を主眼とした旅行イベント
- (3) 旅行会社や航空会社が行う、仙台空港利用促進事業に対する経費の助成

結果として、今年度も昨年度を上回る仙台空港利用者を確保する見通しである。

3 航空貨物の集積

- (1) SACT の物流機能の充実強化に向けた支援の実施
- (2) SACT の利用促進に向けた荷主企業へのエアポートセールスの実施を行う
- (3) 大量の貨物搭載が可能な大型機材運航に向けたエアラインへの要望活動
⇒仙台空港を使った国際航空貨物取り扱い拡大に向けて、フォワーダや航空会社と意見交換を行い、課題を共有したほか、航空会社と共同して輸出品を生産・製造している県内事業所を訪問し、仙台空港からの輸出を促したところである。

4 アクセス鉄道の快適性や利便性の向上

- (1) 利便性や快適性向上のための航空旅客に配慮したダイヤ編成協議
- (2) 利便性向上のため航空会社や旅行会社等とタイアップした事業の展開

結果として、ダイヤ編成については、乗り入れしている鉄道会社と協議を行い、航空旅客に配慮した改善が一部実現した。

【仙台空港周辺地域中坪・荷揚場地区事業について】

中坪荷揚場地区は、昭和62年度から空港緑地事業として始まったが、厳しい財政状況の中で、約30年の長期間、事業化できなかった。

しかし、現在に至るまでの出来事として、「矢野目バイパス開通」、「仙台空港アクセス鉄道の開業」、「東日本大震災」、その後の復興事業など様々な出来事があり、社会情勢が以前から変化したことで、現在は、進出意欲のある企業が多く存在している状況である。

この機会に土地利活用の目的を公園用地から、工業団地用地へと変更し、平成26年度は、都市計画の変更とともに市街化区域編入が公告されている。

平成27年度は土地造成工事が実施され、平成28年度より約12ヘクタールの分譲が開始される予定である。

復興への取り組み

都市計画課

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波は、当県を始め、多くの地域に甚大な被害を与えた。

被災直後からこれまでの4年で、様々な復旧・復興が進められ、現在は、発災初期の応急復旧から本格的な復興事業へと移行している。着実に復興が進んでいる地区もある一方で、用地取得困難などから、なかなか復興が目に見えない地区もある。

都市計画の分野では、震災直後は復興のための計画策定支援などが行われていたが、現在は、都市計画決定(又は変更)、事業認可などへ中心業務が移行した。

現在は、増大する都市計画決定や変更に対応することが必要となっており、その案件数については、震災後、非常に多くなっている。

案件別に見ると、都市施設では、平常時によく見られる「道路」、「下水道」に加えて、これまでに無かった「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」、さらに「公園」や「緑地」の決定や変更が多く見られるようになった。

土地利用では、「市街地開発事業」や「地区計画」の決定及び「用途地域」の変更などが多くみられており、今後は、復興事業の進捗により、市町全域の用途地域変更や、復興整備計画と整合を図った都市計画マスターplanの策定などが生じてくると考えられる。

被災した市町による、復興まちづくりの基幹的な事業として、「防災集団移転促進事業」、「被災市街地復興土地区画整理事業」、「津波復興拠点整備事業」がある。

そのうち「土地区画整理事業」については、県内の11市町34地区が計画されており、その内11市町32地区において都市計画決定がされ、10市町31地区において事業認可、9市町27地区で工事に着手している。その土地区画整理に関する不服として、事業計画に関する意見書が、これまで8地区で29通の意見書が提出された。その大部分は事業計画の当初決定に当たって提出されたもので、その提出時期は復興3年目に集中している。復興4年目である本年度は、多くの地区で事業計画の変更が行われたが、意見書が提出されたのは1地区、1通のみであった。

次に「津波復興拠点整備事業」については、津波が発生した場合における都市機能を維持するための拠点となる市街地を用地買収方式により、一団地の住宅施設、特定業務施設又は公益的施設及び公共施設について緊急に整備できる事業である。

市町村名 (H27.3 現在)	土地区画整理事業		
	計画 地区数	事業認可	
		工事着工	
気仙沼市	3	3	3
南三陸町	1	1	1
石巻市	14	14	12
女川町	1	1	1
東松島市	5	3	2
塩竈市	2	2	2
七ヶ浜町	4	4	4
多賀城市	1	1	1
名取市	1	1	1
岩沼市	1		
仙台市	1	1	
合計	34	31	27

現在、県内の津波復興拠点整備事業では、8市町12地区で計画されており、その内8市町11地区において都市計画決定及び事業認可され、6市町8地区で工事に着手している。平成27年1月末現在で8市町11地区が認可を受けて事業を施行している。津波復興拠点整備事業に関する不服として、今年度初めて、①都市計画事業認可に関する取消訴訟、②収用裁決に関する取消訴訟が各1件提起された。

次に、県街路事業については、復興交付金事業を活用した取り組みとして、7路線9箇所の整備を計画している。

平成26年度は、5路線5事業で用地取得を推進し、5路線5事業で工事に着手することができた。

用地取得推進	片浜鹿折線、大街道石巻港線、門脇流留線②、矢本門脇線、八幡築港線2
工事着手	片浜鹿折線、大街道石巻港線、門脇流留線④⑤、八幡築港線2、築港大通線

しかし、一方で事業の遅れも出ており、その対応として、関係者との調整に時間を要している一部路線については、引き続き、課題の抽出と解決に向けた具体案の提示などを行い、早期に道路法線及び構造の確定を図ることとしている。さらに、用地取得においては、適切な算定を行ったうえで、その算定根拠について丁寧な説明を行い理解が得られるよう努めていく。



最後に都市公園事業についての取り組みを記述する。宮城野原広域防災拠点の整備を含む都市公園事業については、従来の県立都市公園5公園のうち、復興交付金事業で岩沼海浜緑地（岩沼市）と矢本海浜緑地（東松島市）の2公園の整備、そして新たな公園として、震災復興祈念公園（仮称）として石巻市に整備することで取り組んでいる。そのうち、平成25年度末に基本構想が策定・公表された「石巻市南浜地区震災復興祈念公園（仮称）」は、平成26年度も、基本計画の策定作業を東北地方整備局で進めており、有識者委員会の議論を通じてコンセプトがより明確となり、平成26年10月末に「国営追悼・祈念施設（仮称）」の閣議決定もなされたが、復興交付金による事業採択についての復興庁側の理解は得られていない。

そのため、所要額の財源確保に向けて復興庁との協議を継続する。一方、国営施設（直轄）は平成32年度完成目標で設計等に着手するため、排水対策やアクセス路整備に関する調整を並行して行うこととしている。

市町村名	津波拠点		
	計画地区数	事業認可	
		工事着工	
気仙沼市	2	1	1
南三陸町	2	2	2
石巻市	1	1	
女川町	1	1	1
東松島市	2	2	
塩竈市	1	1	1
多賀城市	1	1	1
山元町	2	2	2
合計	12	11	8

被災市町の復興まちづくり支援

復興まちづくり推進室

本県沿岸部に極めて甚大な被害を及ぼしたあの東日本大震災から4年が経過した。本県では、平成23年10月に今後10年間における復興の道筋を示す「宮城県震災復興計画」を策定し、その復興のポイントとして「災害に強いまちづくり宮城モデルの構築」を掲げ、高台移転、職住分離、多重防護による津波対策など、沿岸防災の観点から被災教訓を活かした災害に強いまちづくりを推進することとした。

4年が経過した今でも、多くの被災者が仮設住宅に入居しており、新たな住宅に入居するまでには、まだまだ時間がかかる状況にある。

また、被災市町の復興事業においては、震災から4年が経過した現在でも、用地取得や住民合意の問題の他、防災集団移転元地の利活用や維持管理、あるいは事業完了後の未利用地発生リスクなど、多くの問題が残されている。

そのような中、今年度、当室では「住宅再建・産業再生と一体となった復興まちづくり事業の推進」を目標に掲げ、様々な取組みにより被災市町の復興まちづくり支援を行ってきた。

➤ 復興まちづくり事業の進捗管理と情報提供

復興まちづくりの進捗状況を客観的に把握できるよう指標化を行った他、県及び被災市町が現状・課題を共有し、市町同士の横のつながりの醸成・復興まちづくり事業促進を目的として、被災市町担当職員を対象とした情報交換会を2回開催した。また、震災記憶の風化防止や継続的支援の必要性を伝えるため、パネル展や出前講座を実施した。

➤ 復興まちづくり事業カルテの更新と情報の拡充

復興まちづくり事業カルテの掲載情報を拡充したほか、産業再生を促進するために復興まちづくり産業用地カルテを作成し、被災市街地における産業誘導予定用地について、その位置や規模、優遇助成制度やアクセスなどの情報を掲載し、企業立地の検討材料となるよう発信した。

➤ 復興まちづくりに係る課題の解決に向けた支援

移転元地の利活用促進のため、「復興にむけた土地利用検討WG」に参画し、市町が買い取った移転元地について、様々な利活用方策の検討を行い、事業採択された事例を取りまとめた。

➤ 復興まちづくりのあゆみの記録

震災記憶の風化防止のため、発災直後からのあゆみを記録誌、及び各種データベースとして取りまとめた。

震災から4年が経過したが、復興は今なお道半ばである。県では、被災者の方々が、一日も早く震災前の安全で安心な暮らしが取り戻せるよう、今後も市町とともに復興まちづくりに取り組んでいく。



市町向け勉強会の様子



産業用地カルテ

復興への取り組み

下水道課

当課における本年度の復興の取り組みとして行った最大の主要事項は、「被災市町村の復旧・復興に対する指導・支援」である。市町村の災害復旧事業は、平成25年度末で協議設計保留解除未了(工事未着手)が全126件中54件(43%)、金額ベースで67%となっていたため、早期解除の指導を行うことにより市町村の復旧・復興を迅速に進められるよう支援することが今年度の目標であった。詳細は次章の班の取り組みにおいて述べているため省略するが、概ね目標を達成することができた。

県事業関係については、管理する流域下水道施設の確実な機能維持を図りながら、下水処理能力の計画的な増設を行い、みやぎの良好な水環境の保全及び県民の衛生的な生活環境の形成を図ることを当課の使命とし、整備面に関しては、既に計画策定済みとなっている長寿命化計画に基づき、老朽化した施設について適切な更新事業を実施することや、公共下水道の面整備進展による流入水量増加に対する施設の増設を計画的に推進することを目標としていた。

これに伴い、今年度においては処理場設備や管渠の改良更新工事の実施、或いは水処理施設の増設工事の実施により、遅滞なく事業を進めることができた。

また、維持管理面に関しては、現在、流域下水道指定管理者の第3期指定管理期間(平成26~30年度)となっており、今年度から新たに指定された指定管理者の業務を適正に管理しながら、下水道施設のさらに質の高い運転や、維持管理を図ることを目標としていた。

これに伴い、今年度からは、昨年度まで宮城県下水道公社に委託していた監督評価業務に関して県が直営にて実施し、当課と各下水道事務所が連携、協議しながら適切な実施方法の確立を図った。また、県として安定的・継続的な下水道技術力を確保するため、5月から10月にかけて、関係各公所の技術次長(総括担当)及び担当班長から構成する検討会を立ち上げ、「下水道職員育成開発プログラム」について検討、策定までを行い運用に至っている。今後は、人材育成開発の施策を着実に推進するため、「下水道職員育成開発推進委員会」の設置により、研修計画の審議や評価等を行うこととしており、下水道職員全体のスキルアップを目指していくことが今後の目標であり、課題でもある。

さらにこれから事業展開として、本県の下水道事業は大きな課題に取り組まなければならぬ転換期を迎えており、その中心テーマとして「流域下水道事業の地方公営企業法の適用検討」や「事業管理計画の策定」、「都道府県構想(生活排水処理施設基本計画)の見直し」などが挙げられる。

この背景としては、下水道事業全体が抱える課題として、膨大な下水道施設のストックが増大する一方で、財源不足や技術者の減少が生じている状況にあり、将来は厳しい経営環境となることが予想されている。このため、経営資源である「ヒト」、「カネ」、「モノ」に対するより計画的、効率的且つ安定的な管理運営を行うことにより、持続可能な事業経営を実現することが求められている。

これを踏まえ、まず、「流域下水道事業の地方公営企業法の適用検討」については、現在の人口減少等による料金収入の減少や施設の老朽化に伴う更新投資の増大など厳しさを増す経営環境を踏まえ、地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上などにさらに的確に取り組むため、公営企業会計の適

用を推進する旨が総務省から平成27年1月に提示され、適用するよう要請されているところであり、平成27～31年度の5年間（集中取組期間）において、公営企業会計への移行が必要な状況となっている。

この適用により、経営に要する経費の的確な原価計算が行われることで、さらに適切な料金算定が可能となることや、経営の透明性が向上することによって、他団体との比較も明確となって、議会・住民への合意形成が向上したり、また、予算を超える弾力的な支出や効率的・機動的な資産管理が可能になるため、経営の自由度が向上し、住民ニーズへの迅速な対応が可能になるなどのメリットが見込まれている。

このため当課では、今年度から適用に向けたロードマップ（行動指針）についての検討に着手しているところであり、地方公営企業法の適用範囲や組織改編の検討、関係機関との調整、財務及び資産調査、条例改正の手続きなど、適用に必要な検討を行っており、今後はさらに実務的な作業が増大する見込みとなっている。

次に「事業管理計画の策定」については、平成27年度中に国土交通省が当該計画の枠組みを定め、それから3年以内での策定が義務付けられる予定となっているもので、中長期的な事業管理の基本方針を定める必要があり、また、財政状況や執行体制を踏まえながら、施設の健全性を維持するために実施する事業（点検・診断、維持管理、修繕、改築・更新等）を一体的に取りまとめた「持続のための計画」を策定することに加え、必要に応じて地域ニーズや経営基盤強化の観点から、新たな取り組み分野やサービス水準が向上する分野についての目標や事業内容を取りまとめた「進化のための計画」も策定する必要がある。これを行うには、資産状況（施設及び財政）の把握分析を行い、それに基づいた将来目標や予防保全すべき対象施設、事業の実施方針を設定して事業内容を取りまとめるなど、相当の時間をかけて策定する必要がある。

また、「都道府県構想の見直し」については、次章の班の取り組みにおいても述べているが、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた下水道の未普及対策として国が推進している、今後概ね10年間で未普及解消といった時間軸を盛り込んだ中・長期整備計画を策定する必要があり、これに関しては今年度から見直し作業に着手し、平成27年度末までに構想を公表する予定としており、現在進行中の状況である。

これらの課題については、課内全体のみならず、関係公所、市町村等が密に連携しながら一丸となって取り組む必要があり、次年度以降も引き続き復興の取り組みと並行して重点的に取り組んでいく。

下水道職員育成開発プログラム策定までの経緯

検討会	月日	検討内容等
第1回	5月16日	検討会設置、策定方針の決定、スケジュール確認、役割分担
第2回	5月30日	プログラム骨子作成、検討課題の抽出
第3回	6月27日	1次案作成
第4回	8月12日	中間案作成
第5回	9月10日	最終案作成
第6回	10月2日	下水道課長、中南部・東部下水道事務所長説明

平成 26 年度における復興への取り組み

建築宅地課

1. 平成26年度 課の目標

被災市町が実施する災害復興事業が円滑かつ迅速に進むよう、市町に対して積極的に支援を行うとともに、県民が安全で安心して生活できる快適で活力ある建築・市街地環境の実現を図るため、制度や基準の普及・啓発に努めるとともに登録業者等の指導監督を実施する。

2. 現状について

(1) 震災復興事業関連

①防災集団移転促進事業等による高台等への移転促進

- ・ 県内12市町195地区で実施しており、平成26年1月16日をもって造成工事着手等地区が100%となった。住宅等建築可能地区は195地区中56地区(28.7%, H27.2末)であり、岩沼市や亘理町など県南部の市町では造成完了地区も増加して住宅建設が本格化してきた。
- ・ 都市計画法に基づく開発許可を対象105地区中101地区(H27.1末)で行った。租税特別措置法に基づく都市計画事業に準ずる事業である旨の確認書を106地区、同証明書を94地区で交付した。(H27.1末)



②震災復興事業に係る開発許可等の許認可の迅速処理

- ・ 造成宅地滑動崩落緊急対策事業等については、全167地区(内仙台市内160地区)について事業完了する見込みになっている。(H27.1末)

(2) 建築物等安全・安心推進事業関連

①建築物等の地震防災対策の促進

- ・ 木造住宅等震災対策事業については、旧建築基準で建築された木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断を1,080戸、耐震改修を540戸予算化し、市町村へ助成している。
- ・ 特定建築物等震災対策事業については、耐震改修促進法の改正により耐震診断が義務付けられた大規模な特定建築物及び旧建築基準で建築された指定避難所に対して、耐震診断費用を予算化し、市町村へ助成している。
- ・ 発災時の建築物等の被害を判定する資格者を養成するため、被災建築物応急危険度判定士の講習会を4回、被災宅地危険度判定士の講習会を1回開催している。

②活力ある県土形成のための建築・市街地整備の誘導

- ・ 確認済証交付件数は、土木事務所・地域事務所で1,479件(前年比88.2%), 県全体で13,143件(同86.9%)となっている(H27.1末)。
- ・ 開発許可件数は、県の許可で81件となっている(H27.2末)

- ・ 優良建築物等整備事業の円滑な事業実施を支援するため、石巻市(1地区)と気仙沼市(4地区)の事業に対して、指導助言を行っている。

③人と環境に優しい住宅・建築物整備の促進

- ・ 土木事務所等によるバリアフリー法の認定は1件、省エネ法の届出は426件、低炭素法の認定は8件となっている(H27.2末)。

④安心して土地・建物の取引ができる環境の整備

- ・ 宅地建物取引業に係る事務所の立入調査を89件実施見込みである。
- ・ 建築士事務所の立入調査を101件実施見込みである。

⑤構造計算適合性判定の的確な実施

- ・ 国、県等計画通知(建築宅地課実施分)は、29件53棟判定実施している(H27.2末)。
- ・ 県内で判定実施している2機関に立入調査を実施している。

3. 課題と対応方針について

(1)震災復興事業関連

①防災集団移転促進事業等による高台等への移転促進

- ・ 住宅等建築工事が可能となる時期がH28年度以降となる地区数が195中32(16.4%)と見込まれるため、H27年度末まで前倒しできるよう、建築工事着手までの手続きの迅速化、計画戸数と入居戸数の乖離解消など、積極的に市町を支援していく。
- ・ 業務量の増大が懸念され、また、効果促進事業が多種多様で多額(600億円超)になることから、調査内容を簡素化するとともに復興交付金の確認態勢を整える。

②震災復興事業に係る開発許可等の許認可の迅速処理

- ・ 開発許可については、今後工事が進むにつれ変更協議・申請や完了検査の業務量の増大が懸念されることから、事前相談・協議等を積極的に行い、業務の円滑化を図るよう体制を整える。

(2)建築物等安全・安心推進事業関連

①建築物等の地震防災対策の促進

- ・ 木造住宅等震災対策事業については、助成件数が年々減少しているため、市町村と連携して効果的な普及啓発活動を積極的に実施していく。
- ・ 大規模特定建築物の耐震診断結果をH27.12までに特定行政庁に報告しなければならないことから、対象建築物の耐震診断が早期に実施出来るよう関係市町と連携し確実な実施を図っていく。
- ・ 地域主動型応急危険度判定の実施体制を整備するため、応急危険度判定士の登録を促進するとともに、市町村の体制整備が促進されるよう支援していく。
- ・ 被災宅地危険度判定士の育成講習会は毎年1回開催し、順調に判定士の数を確保してきている。今後は、どのようにして判定士の数を確保していくか検討が必要になる。

②活力ある県土形成のための建築・市街地整備の誘導

- ・ 被災者の住宅再建の本格化に伴って建築確認申請件数の増加が見込まれることから、引き続き、建築確認を的確に実施していく。
- ・ 工事の着手が遅れている事業は、権利者間の調整に時間を使っていることから、

早期に建築工事が着手できるよう関係市を支援していく。

③人と環境に優しい住宅・建築物整備の促進

- ・引き続き、バリアフリー新法などに基づいた適切な指導・助言を実施していく。

④安心して土地・建物の取引ができる環境の整備

- ・宅地建物取引の公正を確保するため、宅地建物取引業者事業所の立入調査を実施する。
- ・建築士事務所に関する諸規定の遵守を図るため、立入調査を実施する。

⑤構造計算適合性判定の的確な実施

- ・職員の構造研修を継続実施し、構造に関する知識・審査のスキルアップを図る。
- ・改正建築基準法(施行 H27.6.1)による新しい構造計算適合性判定制度の円滑な実施を図る。

復興4年目の取り組み

住宅課

1. 住宅再建支援

○「宮城県復興住宅計画」の改定

- ・住宅分野における復興計画である「宮城県復興住宅計画」は、災害公営住宅の整備見通しなど、復興住宅に対する施策・取り組みなどを示したもので、平成23年12月に策定された。しかし、震災からの時間の経過に伴い、新たに顕在化してきた諸課題を踏まえ、今後、一層の整備の加速化を図るとともに、被災者のニーズを反映した適切な住宅整備を着実に行うため、災害公営住宅の全戸完成時期や整備戸数の及び年次戸数の見直しを主とした計画の改定を、10月7日に行った。

○二重ローン対策の実施

- ・住宅の自力再建に向けた被災者支援の施策として、既存住宅債務に係る利子に対して助成する「住宅再建支援事業(二重ローン対策)」を継続して実施した。
- ・平成26年度の交付決定件数は2月末現在で109件と、現時点で、自力再建のために必要な宅地が十分に供給されていない現状にあること、被災者が住宅再建の方法を決めかねていること等から、予定していた助成戸数に達していない現状にある。今後、面整備事業等の進捗による宅地供給可能戸数が増えることから、申請状況に変化が現れる可能性があるため、申請状況に注視していくとともに、平成27年度までの事業期間を延長することについての検討と、助成戸数の更なる精査を行う必要がある。

○みやぎ復興住宅整備推進会議による情報提供

- ・会議を3回開催すると共に、構成員から提案された「みやぎ復興住宅モデルプラン」を、復興プレスや復興定期便への掲載、パネル展示の実施、フェイスブックによる公開等を行い、普及に努めた。

○住宅再建相談会の開催

- ・みやぎ復興住宅整備推進会議と住宅金融支援機構との共催による相談会を10市町で130回以上開催した。

○住宅再建に必要な情報提供等による再建支援

- ・各種イベント等において、職員を派遣し再建支援制度等の住宅相談を実施した。
- ・復興住宅市町村連絡調整会議(H27.2.2)において、各市町と自力再建に関する情報を提供し共有を図った。
- ・みやぎ復興住宅整備推進会議において、新たにフェイスブックを立ち上げ、住宅再建に係る各種情報を発信するなど、多様なツールを活用しながら被災者に向けた適切な情報発信・提供を行った。
- ・宮城県地域型復興住宅推進会議が実施する「宮城県地域型復興住宅マッチングサポート制度」(H26.12から実施)の立ち上げを支援した。

- 住宅の自力再建に向けた被災者支援は、今後、宅地供給の増加に伴い、更に重要になっていくことから、次年度以降も継続的な取り組みが必要となるべく。

2. 県営住宅のストックマネジメントの推進

○ストック改善事業

- ・既設エレベータの入居しながらの全面停止による取替、改修に始めて取り組んだ新坂住宅(A棟)昇降機改修工事ほか、5団地で実施した。

○リフォーム事業

- ・塩釜庚塚住宅受水槽取替工事ほか、5団地で実施した。

○ストックマネジメント事業

- ・県営住宅ストックの活用について定めた「宮城県県営住宅ストック総合活用計画(宮城県公営住宅等長寿命化計画)」について、東日本大震災などの大きな社会情勢の変化があったことや、前回改定から5年目を迎えたことから、県営住宅ストックの活用方針を新たに定めるなどの、見直しを行った。

- 次年度については、ストック改善事業の確実な実施に向けて、国費の確保を図ると共に、優先度に応じた執行や、市町村事業との調整を図りながら執行する必要がある。

- 事業実施に当たっては、事業実施団地の地域的な合併施工や同種工事をまとめて発注することにより、執行の効率化を図る必要がある。

3. 県営住宅使用料等の滞納縮減対策

○適正な債権管理に基づく債権放棄

- ・平成23年度から25年度までの「滞納縮減重点取組推進期間」をさらに2年間延長し、平成26年度では、著しく回収困難な過年度滞納債権の債権放棄の議案を提出し、平成27年3月18日に可決された。
99人 約5,700万円

- ・今後は、債権回収に向けて新たな法的手段の取組みも行いながら、さらなる収入未済額縮減に向けて取組を一層強化していく。

- ・このほか、6件の明渡し訴訟や、県営住宅家賃等の滞納者に対し、5件の支払督促を実施した(件数はいずれも年度末時点)。

- 次年度は「滞納縮減重点取組推進期間」の最終年度として、これまでの取組実績を踏まえ、収納率の更なる向上に向けて、支払い督促などの法的措置等の強化を進める必要がある。

災害公営住宅の平成29年度までの全戸完成に向けて

復興住宅整備室

■災害公営住宅の整備

災害公営住宅については、被災市町やUR都市機構、民間事業者等と連携しながら、計画戸数約15,500戸の平成29年度までの全戸完成に向け、鋭意整備を進めてきたところである。

整備状況としては、平成27年2月末時点で、21市町・232地区・13,603戸において事業に着手し、このうち21市町・175地区・9,217戸について工事に着手し、19市町・84地区・2,958戸については工事が完了している。

■整備状況

また、県が市町から設計や工事を受託して整備を進めているものについては、平成27年2月末時点で、9市町・30地区・2,563戸について事業に着手し、このうち8市町・24地区・2,108戸について工事に着手し、亘理町荒浜地区の100戸や岩沼市玉浦西(B-1)地区の44戸を含む445戸について工事が完了している。

<整備状況(平成27年2月末時点)>



亘理町荒浜地区(完成)



岩沼市玉浦西(B-1)地区 (完成)

市町名	計画戸数	事業着手戸数	工事着手戸数	工事完了戸数	
01 仙台市	3,179戸	3,179戸	100.0%	2,888戸	90.8%
02 石巻市	4,000戸	3,285戸	82.1%	2,306戸	57.7%
03 塩竈市	420戸	416戸	99.0%	280戸	66.7%
04 気仙沼市	2,155戸	2,155戸	100.0%	473戸	21.9%
05 名取市	716戸	420戸	58.7%	92戸	12.8%
06 多賀城市	532戸	532戸	100.0%	482戸	90.6%
07 岩沼市	210戸	210戸	100.0%	210戸	100.0%
08 登米市	84戸	60戸	71.4%	60戸	71.4%
09 栗原市	15戸	15戸	100.0%	15戸	100.0%
10 東松島市	1,010戸	657戸	65.0%	577戸	57.1%
11 大崎市	170戸	170戸	100.0%	170戸	100.0%
12 亘理町	477戸	477戸	100.0%	477戸	100.0%
13 山元町	484戸	401戸	82.9%	353戸	72.9%
14 松島町	52戸	52戸	100.0%	52戸	100.0%
15 七ヶ浜町	212戸	212戸	100.0%	212戸	100.0%
16 利府町	25戸	25戸	100.0%	25戸	100.0%
17 大郷町	3戸	3戸	100.0%	3戸	100.0%
18 湧谷町	48戸	48戸	100.0%	48戸	100.0%
19 美里町	40戸	40戸	100.0%	40戸	100.0%
20 女川町	918戸	508戸	55.3%	230戸	25.1%
21 南三陸町	738戸	738戸	100.0%	224戸	30.4%
計	15,488戸	13,603戸	87.8%	9,217戸	59.5%
					2,958戸 19.1%



東松島市矢本東保育所跡地地区(完成)



石巻市新蛇田A-1街区地区(完成)

■今後の取組

災害公営住宅の平成29年度までの確実な全戸完成に向けては、今後も以下の取り組みにより市町を支援し、市町とともに整備促進に取り組んでいく。

- 地域の実情に応じ、県による設計・建設の受託やUR都市機構による建設支援、民間事業者を活用した土地建物一体の公募買い取り・借り上げ方式、地域の工務店等で組織する協議会を活用した木造住宅の買い取り方式など、様々な整備手法を用い、整備の促進を図る。
- 防災集団移転促進事業等の造成工事を伴う地区においては、災害公営住宅用地の先行造成や、プレキャストコンクリート造・内装パネル工法など、現場での作業量が少なくなる工法の採用などについて助言し、工期の短縮を図る。
- 労務資材不足を踏まえた適切な工期設定や、実勢価格と乖離が認められる工種の見積単価の活用、現場実態に合った共通仮設費の積み上げなど、実勢に対応した予定価格の設定などについて助言し、工事の円滑な施工確保を図る。
- 被災者への継続的な住宅再建意向調査に基づき、必要とする整備戸数の的確な把握などについて助言し、過不足のない適正戸数の整備を図る。
- 「市町支援チーム」による市町訪問やヒアリングなどにより市町の実状を十分に把握し、実情に応じたきめ細かな支援を行い、整備の促進を図る。



七ヶ浜町代ヶ崎浜地区完成イメージ



南三陸町伊里前地区完成イメージ



石巻市筒場地区完成イメージ

復興への取り組み

営繕課

○現状と課題

(1) 被災建築物の復旧・復興事業における現状と課題

東日本大震災で被災した県有施設の復旧事業は、平成25年度でおおむね完了し、復興事業（建替え事業）に移行してきている。平成26年度においても、営繕課では引き続き復旧・復興事業を進めている。

東日本大震災以降、工事の入札不調が続いている、不調による繰越が発生している。このことから、平成26年度は更なる早期発注に努め、計画的な災害復旧・復興支援に努めることとした。

工事の入札不調は、建物供用開始時期の遅れの原因となり、県民の復興に対する実感を低下させる要因にもなりうることから、工事の入札不調が続いている現状を改善するため、対策を講じることが課題となつた。

(2) 入札不調の現状把握とその対応

東日本大震災以降の入札不調の現状を把握するため、施工者から生の声を聞くこととし、平成26年5月に（一社）宮城県建設業協会気仙沼支部、石巻支部、大崎支部、登米支部と意見交換会を実施した。

意見交換会での発言等から、公共建築工事の円滑な施工を確保するために有効と考えられる方策を整理し、下記のとおり、平成26年7月に7つの取組としてまとめた。この取組は、（一社）宮城県建設業協会等に通知するとともに、ホームページ等で公表した。



（一社）宮城県建設業協会気仙沼支部
との意見交換会開催状況

<公共建築工事の円滑な施工確保に係る当面の取組について>

- ①見積単価の適切な採用
- ②工場生産品等の積極的な採用
- ③「同等品可」の積極的な運用
- ④施工者からの施工提案の積極的な採用
- ⑤労務・資材不足を踏まえた適切な工期の設定
- ⑥適切な合併発注等の推進
- ⑦応札しやすい発注見通しの公表

意見交換会では、技術者の配置について計画的に応札できるようにするため、もうと正確な発注見通しとして欲しいとの意見があった。現在、契約課では、四半期ごとの更新で発注見通しを公表している。

取組⑦は、技術者が不足している現状を踏まえた取組となっており、「月」単位で発

注見通しをホームページで公表し、毎月更新することとした。これは建築だけ（営繕課、住宅課、復興住宅整備室、設備課）で行っている独自の取組である。

（3）応急仮設住宅解体に関する現状と課題

保健福祉部で進めている応急仮設住宅の解体について、営繕課では継続して設計・工事の技術協力をしている。

表1に示すとおり、平成28年度以降には、約17,000戸もの応急仮設住宅の解体の必要性が見込まれており、災害公営住宅の完成や応急仮設住宅の集約化が進むにつれ、大量の解体工事が将来集中することが予測される。

今後、限られたマンパワーで、設計・工事をいかに効率よく進められるかが重要な課題となっている。



大量の応急仮設住宅の解体が課題

表1 応急仮設住宅の解体戸数

県が建設した総戸数	年度別 解体戸数			
	H25	H26	H27 予定	H28 以降
18,126	64	245	約 200	約 17,000

（4）応急仮設住宅解体工事執行体制の構築

今後、急激に増加する応急仮設住宅解体工事については、各地区の仮設住宅団地の実情を勘案しながら、より円滑に対応していく执行体制が求められており、この事業については、保健福祉部（震災援護室）が主体となり、土木部（営繕課）は技術協力として支援していく体制を取ることとしている。

事業を円滑に進めるため、営繕課では、発注のための設計図書の作成、工事監理、変更設計図書の作成等を一括して最大限外部委託する、新たな委託方法として、「応急仮設住宅解体工事発注者支援業務委託」を構築した。

今後は、発注者支援業務委託を中心として、震災援護室による解体工事の執行を支援していく。

○進捗状況

（1）7つの取組の効果

今年度に執行委任を受けた事業（東部地区支援学校高等学園新築工事等）については、前述の7つの取組も一因で受注環境の改善が進んだと考えられ、表2に示すとおり、入札不調件数が1件と大幅に減少し、ほぼ予定どおり工事着手することができた。

今後も、公共建築工事において、受注



東部地区支援学校高等学園新築パース

工事着手：平成 26 年 10 月

完成予定：平成 28 年 1 月

者が応札しやすい環境を整えていくため、前述の7つの取組を推進していく。

平成25年度に契約し、継続している工事の一部については、労務者不足、特に型枠工、内装工の不足により、一部の工事に遅延が生じたことから、予定工期内での完成が難しくなったため、完成工期の延長を予定している。

- ・拓桃医療療育センター・拓桃支援学校新築工事(完成工期 H27.3→変更 H27.7)
- ・登米地区総合産業高新築外構工事(完成工期 H27.3→変更 H27.5)

表2 営繕課発注建築工事の不調発生状況について

年度	発注件数	不調件数	不調発生率
H24	100	21	21.0%
H25	55	8	14.5%
H26	18	1	5.5%

(2) 応急仮設住宅解体工事発注者支援業務委託の試行

応急仮設住宅解体工事発注者支援業務委託に関する設計書様式等、関連書類を作成し、平成26年度第4四半期に2団地の解体工事で発注者支援業務委託の発注を試行的に行った。

結果的に、震災援護室及び営繕課とも、特に支障なく円滑な工事執行に資することができた。

平成27年度以降も、改善を進めながら技術協力による支援を進めていく。

再生期1年目の取り組みについて

設備課

平成26年度設備課では、東日本大震災により被災した県有施設の復興の推進、計画的かつ適正な施設整備、設備技術の向上に係る取り組みの推進といった施策を掲げ、「宮城県震災復興計画に掲げる、再生期1年目」の業務に取り組んだ。

被災した県有施設の復興の推進としては、前年度からの繰越及び継続工事の早期完成のため、工程管理に努めた。繰越した災害復旧工事10件のうち仙台港国際ビジネスサポートセンターなど6件の工事が上半期に完成した。残り4件についても年度内に完成した。また、前年度からの継続工事は県有施設の復興として、保健環境センター改築工事、原子力センター新築工事を厳しい工程の中、供用開始までに完成させた。このほか、繰越した通常工事は17件中16件が上半期に完成、残りの1件も年度内に完成した。新規工事については早期発注に加え、不調対策として実勢価格を反映した適正な設計価格の設定及び発注ロットの見直しをした結果、年度内に全件(36件)が契約となった。

計画的かつ適正な施設整備の取り組みとして、計画的な業務執行及び施工品質の確保を行った。毎月定例の全体会議において、進行管理表により起工、契約予定期日、着手日、完成日の情報を課内で共有し、遅れの出ている事業については迅速な対応を促した。施工品質の確保としては、現場状況を反映した設計要領・特記仕様書へと改訂し、ホームページで公表した。施工期間中には主務課や施設管理者と綿密に打合せを行い、ニーズを把握し、工事内容や施工時期に反映させ、確実に施工した。また、工事安全点検及び下請負点検を19箇所の工事現場で実施し、安全対策や施工体制に問題ないことを確認した。さらに、石巻・気仙沼合同庁舎、農業高・名取高といった新規事業の設計では、省エネルギー・再生可能エネルギー設備導入の検討を行っている。

設備技術の向上に係る取り組みの推進としては、設備の高度化・多様化や省エネルギーに対する技術情報の収集・提供や技術支援など、新たな行政課題に対処するため、設備に関する企画調整や技術支援に取り組んだ。設備技術向上委員会を3回開催し、研修計画や課題検討を行うとともに、「再生可能エネルギーの導入検証」について報告書の取りまとめを行った。また、設備職員を対象とした再生可能エネルギーについての研修を11月と1月の計2回実施し、延べ96名が受講して設備技術の向上を図った。また、「宮城県環境保全率先実行計画」に基づく環境負荷低減対策として、がんセンター、東北歴史博物館、図書館の3施設に係るESCO事業の実績評価についての技術支援を行った。3施設のESCO事業開始から平成25年度までの実績を検証した結果、事業の有益性と今後の施設整備に反映すべき省エネ手法が確認できた。

平成27年度設備課の目標はこれまでと同様、被災した県有施設の復興に全力で取り組むとともに通常の営繕事業も並行して適切に処理・対応することとし、その運営方針として、入札不調対策、防災機能や再生可能エネルギー・省エネルギー設備を導入し環境に配慮した施設整備を検討、施工品質の確保と適正な工事管理を行っていく。